

下記のとおり一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和6年2月26日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

総文第115号

(2) 件名

令和6年度特定信書便送達業務

(3) 業務場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号地内外

(4) 業務概要

契約書案及び仕様書による。

(5) 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加する者は、次の条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本公告の日現在で、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第7項第1号に規定する役務の許可を有し、役務の提供区域に埼玉県、東京都（離島を除く。）、静岡県及び愛知県を含む者であること。

(3) 本県の一般業務の委託に係る競争入札参加資格（営業種目80運送）を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格（営業種目80運送）を認められた者であること。

(4) 入札参加申込書を指定した期限までに提出した者であること。

(5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ウ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員等に対して、金品その他の財産上の利益を供与し、又は不当に有利な取扱いをする等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有している者

キ 相手方がアからカまでのいずれかに該当するものであることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び担当部局

(1) 配布期間

令和6年2月26日（月）から令和6年3月12日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所及び担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁本館2階

静岡県経営管理部総務局文書課文書班

電話番号 054-221-2067

5 入札参加申込書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加申込書を令和6年3月12日（火）午後5時までに文書課に提出すること。

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和6年3月19日（火）午前10時30分

(2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館14階法務課会議室

(3) 入札方法

総価による。郵送又は電送による入札は認めない。

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定については、入札参加資格及び入札説明書に示した要件を満たしていると県が認めた者であり、かつ、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札及び入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要

7 その他

- (1) この入札の執行は、当該調達に係る令和6年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。また、契約締結日は令和6年4月1日となる。
- (2) 詳細は入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 照会窓口は、静岡県経営管理部総務局文書課文書班（電話番号 054-221-2067）とする。